



Inter-Parliamentary Union  
For democracy. For everyone.

## 議会における女性 2015 年間レビュー



2015年のミャンマー総選挙では、上下両院に過去最多の女性議員が当選した。  
© AP/Aung Shine Oo, 2015

### 政治的騒乱の一年で、女性議員数は足踏みに

2015年は全世界で政治的な騒乱の一年となり、選挙の争点は移民問題、財政危機、続発する過激派による暴力に集中した。議会における女性議員の割合は足踏み状態に見え、前年からの増加幅は0.5%ポイントにとどまった。世界平均で1.5%ポイントの大幅な伸び率を達成した2013年の再現とはならなかった。

南北アメリカ(+0.8%ポイント)、サブサハラ・アフリカ(+0.7%ポイント)、欧州(+0.4%ポイント)では比較的大きな増加がみられたが、アラブ諸国(+0.3%ポイント)、アジア(+0.2%ポイント)、太平洋(+0.1%ポイント)ではわずかな伸びにとどまったため、全体としての伸び率は低い。地域平均では引き続き南北アメリカが最も高く、女性議員が27.2%を占める。興味深いことに、北欧諸国では気になる減少がみられ(-0.4%ポイント)、この地域の比率は41.5%で足踏み状態になった。

現在、世界各国の計67(25.1%)の議院で、議席の30%以上を女性が占めている。女性議員の比率が30%を超えている割合は、上院(27.6%)の方が下院または一院制(24.1%)と比べてやや高い。2015年に実施された一院制または下院の選挙の結果、栄えある「30%超」グループに2カ国が復帰(タンザニア、スイス)、5カ国が初めて仲間入りした(エチオピア、トリニダード・トバゴ、エルサルバドル、ポルトガル、スーダン)。エチオピアとトリニダード・トバゴでは、上下両院ともに30%の大台を超えた。

## 主な出来事

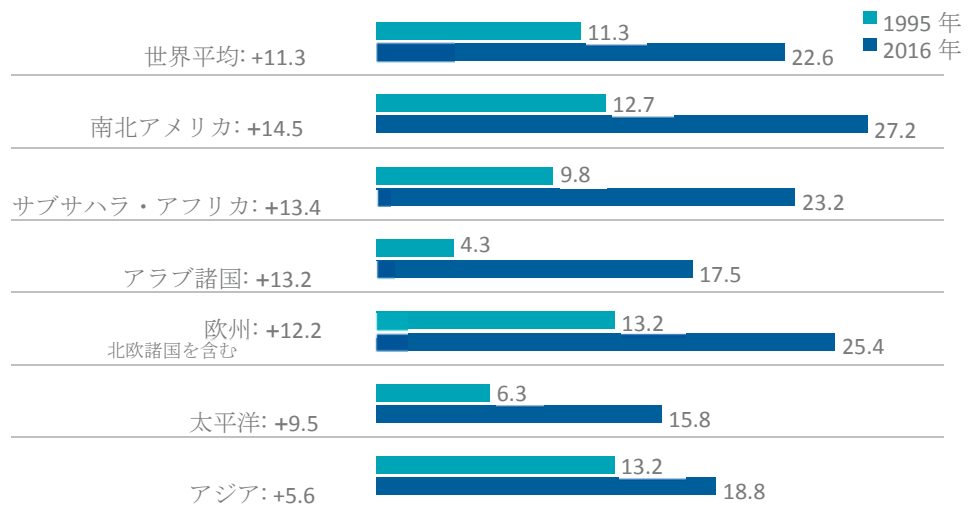
- 2015年の選挙の結果、全議席数に占める女性の平均割合にみられた変化はわずかで、0.5%ポイントの上昇にとどまった。過去10年では16.2%から22.6%と、6.4%ポイント増加した。
- 2015年の全改選議席の25%を女性が獲得した。
- 2015年に女性議員の比率が最も増加したのはスリナムで、15.7%ポイント増を達成した。エジプトも12.9%ポイント増と同様に顕著な進展を見せ、エチオピア下院が11%ポイント増と僅差で続いた。
- 最も大きく後退したのは欧州で、アンドラはIPUによる世界の女性国会議員比率ランキング3位の地位から転落した。これにより、女性議員が50%を超えるのは2カ国のみとなった。
- アラブ首長国連邦では、連邦国民評議会議長に女性が任命され、地域初の例となった。
- 2015年には58カ国で議会選挙が実施された。28カ国の計34議院の選挙で、何らかの形の性別クォータ制が用いられた。これらの議院では女性が議席の28.3%を占める。一方、いかなる形のクォータ制も用いられなかった30カ国36議院の選挙では、全議員中の女性の割合は13.5%にとどまっている。以上の結果により、クォータ制の導入が女性議員数の増加につながる事が再び裏づけられた。

# 主な出来事

- 本年も選挙制度による違いがみられた。比例代表制で選出される議席の 25.8%を女性が獲得したのに対し、多数代表制で選出されるか、任命により割り当てられる議席に女性が占める割合は 22.3%であった。
- 女性が議席の 30%以上を占める議院は全議院の 4 分の 1 以上（一院制または下院 46、上院 21）に達している。
- 一方、女性議員の比率が低い方のグループでは目立った進展はなかった。2014 年と同様に、38 の一院制または下院の議会で、議席数に占める女性の割合は依然として 10%を下回っている。女性議員が 1 人もいない議会は前年の 5 つから 2015 年には 7 つに増えた。13 の上院では女性議員比率が 10%に満たず、うち 1 つは女性が 1 人もいない。

\*以上の数値はハイチの選挙の部分的な結果を含む。

図 1: 女性国会議員比率の世界平均と地域平均（1995 年と 2016 年）  
1995 年 7 月と 2016 年 1 月の両院合計。地域別順位は%ポイントの変動幅順。



データを入手できない議会については比率に算入していない。

過去 20 年の間に、30%超グループに関して 2 つの劇的な変化があった。第一は、女性議員比率が 30%を超える一院制または下院のある国の範囲が大きく多様化したことである。2005 年にはこのグループは大部分が北欧諸国であったが、現在はサブサハラ・アフリカ、中南米、欧州、アラブ諸国、アジアの国々で構成されている。2015 年の選挙の結果、カリブ地域から一院制または下院の議会が初めてこのグループに入った。第二に、女性議員の比率そのものが大幅に向上した。20 年前は、30%前後にとどまっている議会がほとんどで、40%に達しているのは 1 議会のみであった。現在では、46 の一院制または下院のうち 14 議院が 40%を超え、ルワンダでは 60%以上が女性議員である。

女性議員比率が全議席の 10%に満たない議院の数は、この間もほとんど変わっていない。このグループは依然として、クオータ制が導入されていない太平洋諸国と一部のアラブ諸国が多数を占めている。ここでも上院 (17.1%) と下院または一院制議院 (19.0%) の間に若干の差があり、女性議員比率が 10%を下回る確率は上院のほうがやや低い。この上下両院間の違いの背後にある要因については、さらなる調査の余地がある。

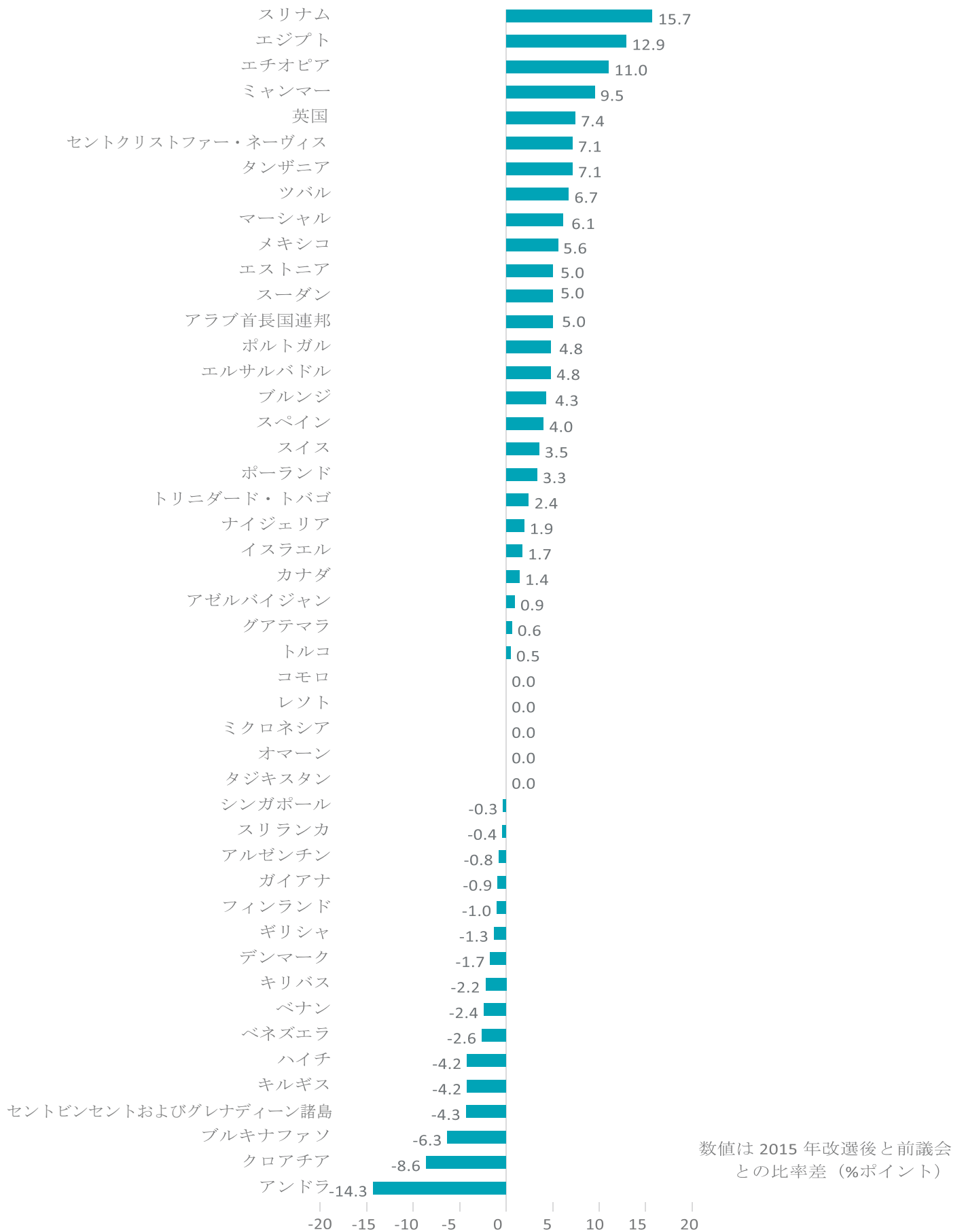


「2015 年だから」カナダのジャスティン・トルドー新首相がジェンダーバランスのとれた内閣を選出した理由を問われて。

© The Canadian Press/  
Sean Kilpatrick, 2016

図 2 : 2015 年の議会改選

改選された下院または一院制議会における女性議員比率の 2015 年中の正味増減。順位は%ポイントの変動幅順。





## 地域別の展望

### 南北アメリカが依然リード：クオータ制の有無を問わず進展

地域別に見ると、最大の進展がみられたのは南北アメリカで、女性議員の平均割合が0.8%ポイント増加し27.2%に達した。増加した国は、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、メキシコ、エルサルバドル、トリニダード・トバゴ、カナダ、グアテマラである。スリナムでは女性候補者の数が増え、かつ候補者名簿の上位に置かれたことにより、非常に良い選挙結果を残した。前回選挙では90名だった女性候補者が2015年には128名に増え、全候補者の3分の1以上を占めた。候補者クオータ制は導入されていないが、国民議会と市民社会組織の取り組みにより、女性参画の拡大が促進された（現在は33.1%）。

エルサルバドルとメキシコでは女性議員比率がそれぞれ4.8%ポイントと5.6%ポイント増加したが、これはクオータ制の効果と考えられる。エルサルバドルでは全候補者の30%以上が女性でなければならない。メキシコでは改正男女均等法により、連邦または州の議会選挙で各政党が擁立する候補者の50%以上を女性とすることが義務づけられている。このメキシコの法律にはさらに厳しい施行規則があり、正候補者と補充候補者は同性でなければならない。国家選挙機関が女性の指名候補者の分布を審査し、勝算のある選挙区にも擁立されていることを確認することになっている。クオータ制の採用によってこの2カ国は30%超グループ内の地位を確立しており、エルサルバドルでは国会議員の32.1%、メキシコでは42.4%が女性である。

カナダの選挙結果は世界的なニュースになった。勝利した自由党のジャスティン・トルドー党首は選挙運動中に、閣僚の半数を女性にするとの公約を掲げた。発足した男女同数の内閣とは対照的に、当選議員に占める女性の比率は26%で、1.4%ポイントの伸びにとどまった。この一連の選挙で各党が指名した女性候補者数は、20%（保守党）から43%（新民民主党）まで大きなばらつきがあった。無党派の権利擁護団体イコール・ボイスは、このペースでは、カナダ国会で男女均等が実現されるまであと11回の連邦選挙（45年に相当）を要すると指摘した。

カリブ地域では、セントクリストファー・ネイビスとトリニダード・トバゴで進展がみられた。セントクリストファー・ネイビスで達成された13.3%へ7.1%ポイントの増加は、たった1人の女性の働きによる成果である。前議会では公選議員に女性はおらず、任命議員1名のみだったが、2015年には女性1名が選挙で勝利し、別の1名が議長により任命された。トリニダード・トバゴの下院でも1人の女性が形勢を変えた。13名の女性議員が選出されたことで、女

性議員比率が31%の閾を超えたのである。一方、セントビンセントおよびグレナディーン諸島では、4名の現職女性議員のうち1名が2015年選挙で落選したため、比率は17%から13%に減少した。初めて候補者に選ばれた女性の1人であるデボラ・チャールズは、政界で男性が女性よりもはるかに数で勝る主な理由として、文化的な規範や価値観と、家庭における女性の役割の不可欠な特質を挙げた。

南北アメリカでは、クオータ法が完全に導入されていない、あるいは罰則が適用されない地域で後退がみられた。ベネズエラでは男女均等法が初めて適用された。この法律では、正候補者と補充候補者の名簿がゼブラ方式により50%のクオータを満たしていなければならない。しかし、法律の施行時にいくつかの政党はすでに2015年選挙の党予備選を終えていたため、結果的に議院の議席に占める女性の比率はわずか14.4%となった。ガイアナでは選挙の結果、女性の比率がわずかながら減少した（-0.9%ポイント）。同国の人民代表法は、候補者名簿の30%を女性とすることを義務づけている。ただし、選挙後に各党はクオータを固守することなく任意で議席を配分することができる。ガイアナもクオータ制の実施措置が不十分ではあるものの、アルゼンチンと同様に比例代表制を採用している。このため、女性議員比率は減少したものの、依然として30%を上回っている。

### サブサハラ・アフリカ：苦闘する民主主義国が女性を包摂

南北アメリカに引けをとらず、サブサハラ・アフリカでも女性議員比率が地域平均で0.7%ポイント上昇し、23.2%に達した。しかし、その背景ではこの年も地域紛争が続き、ブルンジとナイジェリアでは選挙が暴力により妨害された。暴力が横行する場所では自由で公正な選挙の実施がより難しくなり、女性は候補者としても、有権者としても一層大きな難題に直面することになる。

最も大幅に増加したのはエチオピアとタンザニアで、ともに何らかのクオータ制が導入されている。エチオピアでは、エチオピア人民革命民主戦線が自主的な30%の候補者クオータ制を導入しており、女性の指名候補者が名簿の40%を占めたと伝えられている。さらに、エチオピア全国選挙委員会は女性候補者を擁立した党への財政支援を、前回選挙の10%から2015年には15%に引き上げた。2015年選挙では、戦線とその協力政党が人民代表議院の全議席を獲得したため、女性が議院の38.8%を占めた（+11%ポイント）。タンザニアでは、113議席が女性枠である（得票数の比率に応じて各政党に配分される）。また、ザンジバル地域の公選議員5名のうち2名と、大統領が任命する議員10名のうち5名は女性でなければならない。さらに、一般の議席を争った女性もいる。合計で136名（36.6%）の女性が国民議会に選出された（+7.1%ポイント）。ザンジバル諸島では選挙の後、多くの女性が夫の命令

表 1 : 2015 年の議会改選後の下院または一院制議会における女性の状況

国	総議席数	女性議員数	女性比率 (%)	クオータ制
メキシコ	498	211	42.4	有***
フィンランド	200	83	41.5	有*
スペイン	350	140	40.0	有***
エチオピア	547	212	38.8	有*
デンマーク	179	67	37.4	無
タンザニア	372	136	36.6	有***#
ブルンジ	121	44	36.4	有**
アルゼンチン	257	92	35.8	有***
アンドラ	28	10	35.7	無
エルサルバドル	84	27	32.1	有***
スイス	200	64	32.0	有*
ポルトガル	230	72	31.3	有***
トリニダード・トバゴ	42	13	31.0	無
スーダン	426	130	30.5	有**
ガイアナ	69	21	30.4	有**
英国	650	191	29.4	有*
ポーランド	460	125	27.2	有**
カナダ	338	88	26.0	有*
スリナム	51	13	25.5	無
レソト	120	30	25.0	有**
イスラエル	120	29	24.2	有*
シンガポール	92	22	23.9	無
エストニア	101	24	23.8	無
アラブ首長国連邦	40	9	22.5	無
ギリシャ	300	59	19.7	有***
キルギス	120	23	19.2	有**
タジキスタン	63	12	19.0	無
アゼルバイジャン	124	21	16.9	無
クロアチア	151	23	15.2	有***
エジプト	596	89	14.9	有**
トルコ	550	82	14.9	有*
ベネズエラ	167	24	14.4	無
グアテマラ	158	22	13.9	有*
セントクリストファー・ネーヴィス	15	2	13.3	無
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	23	3	13.0	無
ミャンマー	323	41	12.7	無
ブルキナファソ	127	12	9.4	無
マーシャル	33	3	9.1	無
ベナン	83	6	7.2	無
ツバル	15	1	6.7	無
キリバス	46	3	6.5	無
ナイジェリア	360	20	5.6	無
スリランカ	225	11	4.9	無
コモロ	33	1	3.0	無
オマーン	85	1	1.2	無
ハイチ	92	0	0.0	有**
ミクロネシア	14	0	0.0	無

\* 1つ以上の政党が女性候補者増加のための自主的措置を採用  
 \*\* 法定の候補者クオータ制  
 \*\*\* 法定及び自主的なクオータ制  
 # 女性への議席枠方式



タンザニアでは 2015 年 10 月の選挙の結果、国民議会に占める女性議員比率は 36.6%になった。

© AFP/Tony Karumba, 2015

に反して投票したことを理由に離婚されたと言われており、女性の政治参加に対しては依然として文化的抵抗があることが窺える。

ブルンジとナイジェリアでは女性議員比率を伸ばすことはできたが、選挙関連の暴力が大きな懸念となり、ブルンジでは野党が選挙をボイコットした。ブルンジの下院では、法定の候補者クォータ制により女性が議席の 36% 余り (+4.3%ポイント) を確保した。これより小幅ながら比率が伸びたナイジェリアでは、2015 年選挙の間に多数の政党员や支持者、有権者が殺害された。投票用紙の盗難、暴力行為、票の買収、癒着、結果の誤発表などの報告が相次いだことが、特にクォータ制がない現状においては女性に不利となった。ナイジェリア下院における女性の獲得議席は 5.6%にとどまった。

コモロやベナンなど、クォータ制が導入されていない国では、停滞や後退がみられた。コモロでは全候補者のうち女性はわずか 2.5%で、結果として議会に当選したのは 1 名のみだった。このため、女性議員比率は 3%で横ばいとなった。ベナンでは、当選した女性議員数が 2011 年の 8 名から 2015 年には 6 名に減少した (全議席の 7.2%)。しかし 2015 年選挙は、18~35 歳の若年層女性の選挙意識向上を目指す革新的なキャンペーン「Text Her : ベナンにおける自由で公正な選挙のためのキャンペーン」を立ち上げる機会となった。このキャンペーンは、国内の市民団体ソーシャルウォッチと協力し、各地の投票所で肯定的な経験をした男女の有権者のエピソードや証言をレポートし、女性が送信した選挙に関するメールの本数をモニターするというものである。目標は、投票

に行く 35 歳未満の女性の割合を前回選挙から 5%増やすことだった。

#### 欧州：女性が率いる政党が好結果

2015 年には、欧州各地の選挙で女性が前面に出た。クロアチア、デンマーク、ポーランド、ポルトガル、英国ではいずれも女性が率いる多くの政党が選挙を戦い、複数の女性指導者が参加する政治討論会がかつてなく多くテレビ中継された。こうした露出拡大により、女性の指導能力と、ジェンダーに基づくネガティブで固定観念による女性の描写がともに際立つことになった。デンマークでは、同国初の女性首相ヘレ・トーニング＝シュミットが「お高くとまった無感情な氷の女王」と攻撃され、服装の好みから「グッチ・ヘレ」と揶揄された。ポルトガルでは、選挙後の数週間の交渉を経て、女性党首が率いる左翼ブロックが連立政権に参加したが、女性を「ヒステリック」と呼ぶような一連の性差別的攻撃を受けた。ソーシャルメディアでは、マリアナ・モルタグア党首に雑誌の表紙にヌードで登場するように求める請願運動が展開された。また、2015 年には欧州では 1993 年以来となる女性主導の選挙がポーランドで実施された。ベアタ・シドゥウォオとエヴァ・コパチが選挙戦の注目を分け合い、これは有権者が明らかに辟易している長年の対立からの変化を告げるものだとの論評もあった。

2015 年の欧州における政治論争は、深刻な移民危機と、世界的財政破綻を受けて導入された緊縮政策の継続的な影響を中心に展開した。シリア紛争から逃れてきた数十万人に及ぶ難民が議論の焦点となった国では、世論の反



応が右派寄りにシフトする傾向がみられた（クロアチア、デンマーク、ポーランドなど）。一方、財政危機の派生問題についての議論が続いたスペイン、ポルトガル、ギリシャでは、選挙の趨勢が左寄りに振れた（または左寄りを保った）。旧ソ連諸国のアゼルバイジャン、タジキスタン、キルギスでは、ロシアによるクリミア併合が議論の大勢を占めた。

以上の要因はすべて、女性議員の比率に影響を及ぼした。スペイン、英国、エストニア、ポルトガル、スイス、ポーランド、イスラエル、アゼルバイジャン、トルコでは、程度の差はあれ、いずれも比率が増加した。スペイン、英国、イスラエルではそれぞれ記録が始められて以来最多の女性議員が選出され、国として大きな成果を達成した。スペインでは、男女とも候補者名簿の60%を超えてはならないとする男女平等法により、4%ポイント増（40%）が実現された。英国（現在29.4%）では、労働党が党全体としての議席は減らしたものの、自主的クォータ制（女性候補者50%）により女性議員の比率を増やした。自由民主党は大敗を喫し、現職女性議員が全員落選したため、同様のクォータ制（女性候補者40%）の効果は得られなかった。この選挙では2政党が女性党首によって率いられ、スコットランド国民党は過去最多の56議席（うち20が女性）を獲得、緑の党は下院で唯一の議席を女性が獲得した。この2党はいずれもクォータ制を採用していないが、ともに包摂性と男女平等意識の高い党内風土を示した。

表2：2015年上院議会改選における女性比率の進展と後退

国	議席総数	女性議員総数	女性議員比率(%)	増減(%ポイント)
スーダン	54	19	35.2	24.3
エチオピア	153	49	32.0	15.7
ミャンマー	168	23	13.7	11.0
モロッコ	120	14	11.7	9.4
トリニダード・トバゴ	31	10	32.3	6.5
スペイン	265	104	39.2	5.8
タジキスタン	32	6	18.8	4.0
マダガスカル	63	12	19.0	3.9
アルゼンチン	72	30	41.7	2.8
ナイジェリア	108	7	6.5	2.8
ウズベキスタン	100	17	17.0	2.0
パキスタン	104	19	18.3	1.9
アルジェリア	143	10	7.0	0.4
ボスニア・ヘルツェゴビナ	15	2	13.3	0.0
ポーランド	100	13	13.0	0.0
アフガニスタン	68	18	26.5	-1.0
オランダ	75	26	34.7	-1.3
オマーン	85	13	15.3	-2.8
レソト	33	8	24.2	-3.0
ナミビア	42	10	23.8	-3.1
ハイチ	14	0	0.0	-3.3
スイス	46	7	15.2	-4.3
ブルンジ	43	18	41.9	-4.5

激しい選挙戦の最中、討論会のテレビ生中継の前に挨拶を交わすポーランド2大政党の女性党首。

© PAP/Jacek Turczyk, 2015





エジプトでは 2015 年の選挙後、国会議員の約 15%を女性が占めている。前回選挙から大幅に増えた。

© Khaled Mashaal, 2015

アンドラ、クロアチア、キルギス、ギリシャでは、女性議員比率を維持できなかった。クオータ制のないアンドラでは計 4 名の女性が議席を失い (-14.3%ポイント)、IPU の女性国会議員比率世界ランキングで 50%超グループから脱落した。欧州安全保障協力機構 (OSCE) の評価報告書では、女性が候補者名簿で比較的低い順位に置かれることが多いと指摘されている。クロアチアでは、同国初の女性大統領コリンダ・グラバル=キタロビッチのもとで初めて実施された選挙で、女性候補者 (41.4%) が躍進を見せた。しかしながら、女性議員の比率は 8.6%ポイント減少した (15.2%へ下降)。キルギスでは、候補者名簿の 30%を女性とするクオータ制があるにもかかわらず、女性議員比率は 4.2%ポイント減少した。名簿登録後にその適用を確保するための規定がないために、クオータ制の効果が損なわれた。ギリシャでは、選挙の結果がさらなる緊縮政策の実施につながった。議席を得た 8 党の候補者のうち 35%を女性が占めたと伝えられているが、それでも女性議員の比率は後退した (19.7%へ下降)。

北欧諸国で 2015 年に実施された選挙の結果、2 カ国で女性議員比率が後退した。デンマークでは、同国初の女性首相となったヘレ・トーニング=シュミットが 2 期目の政権につくことができなかった。同氏の党は国会で最多の議席を獲得したものの、同党が属する左派ブロック全体の議席数は右派グループに及ばなかった。2011 年には 39.1%を占めた女性議員の比率は、2015 年には 37.4%に減少した。トーニング=シュミットは敗北を認め、自分はデンマーク初の女性首相だったが、最後の女性首相にはならないだろうと述べた。フィンランドでも同様に、野党のフィンランド中央党が選挙で勝利し、政権が交代した。中央党の女性指名候補者の割合 (39.8%) は、フィンランド社会民主党 (47.2%) やグリーン党 (56.3%) より少なかった。女性国会議員の比率はわずかに後退したが、それでも 41.5%となっている。

### アラブ諸国：「初」が続出

アラブ地域では 2015 年の議会改選により、女性参画の漸次的な拡大傾向が続いた。現在、地域の女性国会議員比率は 17.5%である。アラブ首長国連邦では、2015 年の選

挙に 78 名の女性候補者が出馬した (2011 年選挙では 85 名)。定数 40 名の連邦国民評議会 (FNC) には 9 名の女性議員 (22.5%) がいるが、直接選出されたのはうち 1 名 (ナーマ・アル・シャルハン) のみである。78 名の女性候補者が合計で全得票数の 10%を獲得したと伝えられている。画期的な出来事として、アマル・アル・クバイシが FNC 議長に選出され、アラブ地域初の女性国会議長となった。

エジプトの新議会法は、公選議席 568、大統領任命議席 28 からなる議院において、70 議席 (または 5%) 以上を女性とすることを保証している。直近の選挙では全部で 2,573 名が立候補した。エジプト女性の権利センターによれば、女性候補者数は 8 政党の名簿上で 100 名、他に無所属で 110 名が出馬し、あわせて全候補者の 8.2%を占めた。無所属 5 名を含む 75 名の女性が直接選出されたのに加え、14 名が大統領に任命された。この結果、エジプト議会の女性議員比率はほぼ 15%に達し、2012 年の前回選挙の結果に比べると大きく前進した。

スーダンでは過去最多の女性候補者が 2015 年の選挙戦を戦ったと伝えられており、その結果、女性国会議員の比率は 5%ポイントの増加により 30.5%となった。22 政党から提出された候補者名簿に計 128 名の女性候補者が記載されていたほか、無所属でも多くの女性が立候補した。女性候補者の比率の高さは、党候補者の 4%以上が女性の政党は女性議員枠に候補者を擁立できるという国家選挙法の規定に直接関係している。

しかし、アラブ地域のすべての選挙で大きな進展がみられたわけではない。オマーンでは、女性候補者数が 2011 年選挙と比べて大きく減った (2011 年は 77 名、2015 年は 20 名)。女性でただ一人当選したネマー・ビン・ジャミエル・ビン・ファルハン・アル・ブサイディヤは、マスカットのシーブ選挙区からの再選であり、また、前議会の唯一の女性国会議員でもあった。女性国会議員比率がわずか 1.2%という現状において、オマーンでは選挙クオータ制の導入を求める声が高まっている。



## アジア：性差別やハラスメントが女性の活動を妨害

2015年にアジアで実施された選挙は比較的少なかったが、その中でも圧倒的に注目が高かったのはミャンマーの総選挙であった。国際社会からは、同国の2008年憲法により確立された政治的・法的枠組みの下で行われる初の「信頼できる」選挙になると期待された。ノーベル賞受賞者で、民主主義の拡大に向けて幅広く活動するアウン・サン・スー・チーが大いにメディアの注目を集めた。同氏の存在が刺激となって国会議員選の女性立候補者数は過去最多に上り、一部には、800名の女性候補—全候補者の13%に当たる—が出馬したとも伝えられている。選挙の結果、女性議員比率は下院で9.5%ポイント増（12.7%）、上院で11%ポイント増（13.7%）となった。しかし、政界の新参者である女性候補たちは差別や偏見に遭い、選挙ポスターを剥がされたり、インターネット上などで嫌がらせやデマの流布を行う集団が組織されたりした。立候補を請われた女性の中には、家族の問題を理由に指名を受諾しなかった者もいた。

シンガポールでは2015年選挙の結果、議会の全体的な構成に大きな変化はなかった。女性の選出議員数は24名から22名（全議席の23.9%）とわずかに減少した。与党の人民行動党は、候補者89名のうち20名の女性を立てたが、これは自主的目標の30%を大きく下回った。スリランカの各政党は候補者名簿の30%以上を女性とするよう求められたが、この勧告は概ね無視された。2大政党は女性の権利拡大を約束しながら、両党の候補者名簿に記載された女性は20名に満たなかった。この結果、選出された女性議員数は12名から11名（4.9%）に減少した。また、ミャンマーと同様に、女性候補は性差別的な発言や嘲笑の対象になった。

この地域で公人としての女性が直面する課題が浮き彫りになったのが、東アフガニスタンの人気の高い女性政治家アンギザ・シンワリの暗殺事件である。同氏は乗っていた車が爆破されて死亡した。

### 太平洋地域の候補者数の伸び悩みと文化の壁

太平洋地域では、小さな数が大きな違いをもたらさう。ツバルでは、前議会には女性議員が1人もおらず、選挙に立候補した29名のうち女性は3名のみだった。うち1名が当選し、女性議員比率は6.7%ポイント増（6.7%）となった。マーシャルでは2015年の選挙で3名の女性が当選し、前回選挙の2名より増えた（女性議員比率は9.1%）。

2016年1月、マーシャルで大統領不信任動議が可決され、同国初の女性国会議員であるヒルダ・ハイネが唯一の後任候補となった。ハイネはニティジェラ（国会）の投票権を持つ議員30名のうち24名の支持を受け、太平洋地域初の女性大統領に就任した。

政治は「立派な男がする仕事」とする文化的規範の強い地域では、女性候補者数が極端に少ない。ミクロネシアでは女性議員が選出された例はなく、2015年選挙でも34名の候補者全員が男性であった。

一方、キリバスでの女性議員比率の後退は、候補者数が主な要因ではなかったかもしれない。同国の議会では現在、議席の6.5%を女性が占める（-2.2%ポイント）。選挙を戦った女性候補者数は、2011年の5名から2015年には18名と3倍以上に増えたと伝えられている。ある元国会議員の指摘によれば、今回の選挙では一層激しい選挙戦が展開され、金銭給付の約束がしばしば利用されたという。そうした行為は投票日前の1カ月のみ禁止されている。

このように選挙で女性が敗北したことにより、前回は太平洋地域で2位だったキリバスは順位を下げることになる。2016年に行われる選挙では、フオノ（国会）の5議席を女性に保証する独自のクオータ制を導入するサモアの台頭が予想される。このサモアの取り組みは、国の慣習や選挙事情に適したクオータ制を構築し、政界の女性比率に上限ではなくとも下限を確保することは可能だということを示している。

## 得られた教訓

### クオータ制：必要だが十分ではない

選挙の性別クオータ制は、女性国会議員の選出を大きく左右する。2015年には法定クオータ制のある選挙で、対象議席のほぼ4分の1を女性が獲得した。各政党が自主的クオータ制を採用したところでは、女性がより多くの議席を獲得しているようである。ただし、野党よりも与党の方が、相対的に勢力が強いことから、この傾向はやや抑えられている。いずれにせよ、クオータ制の採用が女性の大幅な好結果につながるのとは明らかである。クオータ制のない国の女性の獲得議席比率は13.6%にとどまっている。

表3：女性議員比率とクオータ制の関係

クオータ制	下院	上院	合計
法定	23.1%	24.0%	23.2%
法定+自主的	33.4%	39.8%	34.3%
自主的	27.9%	29.1%	28.0%
なし	14.1%	12.1%	13.6%

いくつかの国で明らかのように、クオータ制の効果が表れるのは実施体制が有効な場合に限られる。クオータ制の規定が無視され、かつ罰則が適用されない、あるいは厳格に実施されない場合、女性議員選出の増加にはつながらない。

また、十分な選挙運動資金の確保という面で女性は引き続き課題に直面しており、この問題についても一層革新的な解決策が必要である。2015年の選挙では、エチオピアで候補者名簿に女性が含まれる政党への公的助成の比率が引き上げられた。これは見習う価値のあるモデルで

ある。有権者の側にも、女性の公的領域に意義ある貢献をする能力と、政治的意志決定における正当な立場について納得してもらわなければならない。ベナンの「Text Her」キャンペーンは、若年層の有権者に女性の政治的権利への関心を高める一助となった。

### 背景事情が重要：選挙制度

性別クオータ制が完全には尊重されていない国でも、北欧（デンマーク、フィンランド）と中南米（アルゼンチン、ガイアナ）では選挙制度によって女性議員数が維持された。比例代表制で選出される議席では女性が25.8%を獲得したのに比べ、多数代表制で選出されるか、任命により割り当てられる議席では22.3%だった。比例代表制は、制度そのものによって各政党がより多くの女性候補者を擁立できるようになる（1選挙区から複数の候補者が選出される可能性があるため）と同時に、法定の候補者クオータ制と共存しやすい制度でもある。多数代表制では1選挙区につき1名の候補者しか選出されないため、このようなクオータ制の導入が難しい。

### 全政党が女性候補者を擁立すべき

候補者に関するデータは引き続き散発的に収集されているため、包括的な分析は難しい。入手できるデータが示すところでは、女性の当選率が高いのは、議席枠方式のクオータ制が採用されている場合（パキスタン、タンザニア）と、与党が強いため選挙結果の予測がつきやすい場合（エチオピア、シンガポール、タジキスタン）である。2015年には、議会が比較的小規模な国、特にマーシャル、ツバル、セントクリストファー・ネイビスといった小島嶼開発途上国において、選挙で女性が当選したことが大きなインパクトを与えた。

しかしながら、このデータはある重要な点を覆い隠している。保守的な政党は比率目標や自主的クオータ制の採用に抵抗する傾向があり、したがって選挙の候補者に選ばれる女性が少ないのである。例えばカナダでは、女性候補者の割合が最も高かったのは新民主党で43%、続いて緑の党が39%、自由党が31%、ブロック・ケベコワが28%、保守党はわずか20%だった。英国では、保守党が指名した女性候補者の割合は26%、自由民主党は27%だった。これに対し、スコットランド国民党は36%の女性候補者を擁立し、割合が最も高かったのは緑の党である。また、労働党と自由民主党のみが自主的な比率目標を定めている（それぞれ50%、40%）。フィンランドでも同じ現象がみられ、真正フィン人党（35.3%）とフィンランド中央党（39.8%）は、

2015年選挙で女性候補者の割合が最も低い2党だった。最も割合が高かった2党は、グリーン党（56.3%）とフィンランド社会民主党（47.2%）だった。スペインでは全候補者の48%を女性が占めたが、女性の当選者数が最も多かったのは左翼政党のポデモスで、同党が獲得した69議席の50%弱が女性だった。

各政党が女性にチャンスを与え、選挙名簿の当選可能な位置に据えれば、解決策の一つになる。2015年の選挙結果を見ると、女性が最も躍進したのは、各政党が十分な数の女性を当選可能な位置にあらかじめ選出した場合である。政党が自主的目標を採用している場合は、その目標を満たすことが課題となる。政治的立場を問わず、すべての政党に女性の政治への貢献と参加を尊重し促進するよう促すため、より一層の努力が求められる。

### 指導的地位にある女性の増加

女性の国会議長の数、2015年末までに過去最多の49名（議長総数の17.9%）に達した。同年初めの43名からさらに増えたことになる。アルゼンチン、デンマーク、エルサルバドル、フィンランド、レソト、サンマリノ、スイス、トリニダード・トバゴでは、いずれも選挙後に女性議長が任命された。また、ナミビア、ネパール、アラブ首長国連邦では初の女性議長が誕生した。ナミビアでは、2015年にサーラ・クーゴンゲルワ＝アマディーラが同国初の女性首相に任命されたのに続いて、長く上院副議長を務め、IPUの女性議員調整委員長でもあるマーガレット・メンサー＝ウィリアムズが上院議長に昇進し、女性指導者の新たな時代を迎えた。

議会指導部のこうした地位にある女性の重要性は、どれだけ誇張しても過ぎることではない。女性たちはこれまで何度となく、ジェンダーに配慮した改革に率先して取り組む意欲を証明してきた。例証的なのがモーリシャスの事例である。同国初の女性国会議長であるサンティ・バイ・ハヌマンジーは、ジェンダーの視点から法律や政策を審査するジェンダー平等に関する執行委員会の設置を模索してきた。IPUの女性議長会議で同僚とのネットワークを築くなかで、この種の組織がアフリカの近隣諸国にもたらしてきた付加価値について学んだという。このような改革の実現に取り組む女性指導者を支援する国際機関は現在も重要な役割を果たしている。

### 議会は国会議員全員のためにジェンダーに配慮すべき

議会のジェンダー感度は、その構成の男女比バランスと就業環境から測ることができる。

表 4 : 2015 年の選挙候補者数

	総数	男性	女性	女性の比率(%)	当選率	クオータ制
<b>多数代表制</b>						
コモロ	203	198	5	2.5%	20.0%	無
エチオピア (下院)	1828	1527	301	16.5%	70.4%	有**
ハイチ (下院)	1621	1492	129	8.0%	0.0%	有*
ハイチ (上院)	232	209	23	9.9%	0.0%	有*
マーシャル	98	93	5	5.1%	60.0%	無
ナイジェリア (下院)	1730	1504	226	13.1%	8.8%	無
ナイジェリア (上院)	747	619	128	17.1%	5.5%	無
ポーランド (上院)	423	365	58	13.7%	22.4%	無
ツバル	32	29	3	9.4%	33.3%	無
アラブ首長国連邦	330	252	78	23.6%	11.5%	無
英国 (下院)	3971	2938	1033	26.0%	18.5%	有**
タンザニア	1250	1012	238	19.0%	57.1%	有*
<b>多数代表制及び任命制</b>						
アフガニスタン (上院)	73	58	15	20.5%	20.0%	有*
セントクリストファー・ネーヴィス	23	22	1	4.3%	100.0%	無
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	43	37	6	14.0%	0.0%	無
シンガポール	181	146	35	19.3%	62.9%	無
<b>混合選挙制</b>						
アンドラ	106	72	34	32.1%	29.4%	無
エジプト	2573	2636	210	8.2%	42.4%	有*
レソト (下院)	1136	799	337	29.7%	8.9%	有*
メキシコ (下院)	4496	2248	2248	50.0%	9.4%	有*
ミクロネシア (連邦)	34	34	0	0.0%	0.0%	無
スイス (下院)	3788	2480	1308	34.5%	4.9%	有**
タジキスタン (下院)	285	255	30	10.5%	40.0%	無
ベネズエラ	1799	1128	671	37.3%	3.6%	無
<b>比例代表制</b>						
ブルキナファソ	6944	4870	2074	29.9%	0.6%	無
クロアチア	2311	1354	957	41.4%	2.4%	有*
デンマーク	799	549	250	31.3%	26.8%	無
エストニア	872	636	236	27.1%	10.2%	無
フィンランド	2146	1301	845	39.4%	9.8%	有**
オランダ (上院)	261	178	83	31.8%	31.3%	有**
オマーン (下院)	596	576	20	3.4%	5.0%	無
パキスタン (上院)	121	103	18	14.9%	61.1%	有*
ポーランド (下院)	7858	4530	3328	42.4%	3.8%	有*
ポルトガル	4453	2553	1900	42.7%	3.8%	有*
スリランカ	6151	5595	556	9.0%	2.0%	無
スリナム	387	259	128	33.1%	10.2%	無
トルコ	8426	6400	2026	24.0%	4.0%	有**

凡例：  
 有\* 法定クオータ制  
 有\*\* 政党の自主的クオータ制  
 当選率 女性当選者総数  
 (表に記載なし) ÷ 女性  
 候補者総数



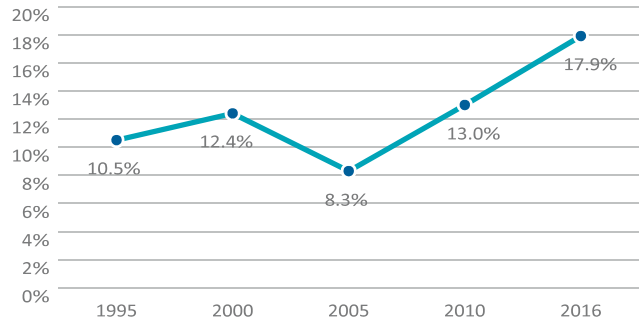
長い審議時間や、家族への配慮のない休暇規定（出産・育児休暇が男女ともに不十分または認められないなど）は、政界でのキャリアが男女双方に望まれなくなる要因になりかねない。2015年には、日本の男性議員が育児休暇を申し出たところ、政界と国民から賛否両論の反応があり、休暇のコストを納税者が負担することへの疑問の声も多かった。新たな若い世代の男女の国会議員が生まれてくるなかで、仕事と家庭の責任をバランスよく担える柔軟性の拡大への要望が高まりつつある。

## ジェンダーに配慮したメディア報道の時代の到来

カナダのジャスティン・トルドー新首相は、ジェンダーバランスのとれた内閣を任命することに決めた理由として、「2015年だからです」と述べた。そろそろメディアも女性の選挙参加を珍しいものではなく、当たり前のこととして扱うべき時代を迎えている。2015年には、女性党首が率いる政党がある国では、当然のごとく何らかのジェンダー分析が行われたが、服装や髪型など、女性参加の外見的な要素に焦点を当てた報道ばかりが目についた。ジェンダー平等の視点に欠けた選挙アナリストがあまりにも多い。候補者や投票者として選挙に参加する女性の数についての論評を見つけることは依然として信じられないほど困難で、通信社から配信されるのは多くの場合、投票する女性の写真だけである。ジェンダーの観点から見た問題に関する報道もほぼ見当たらない。

女性の政治参加の拡大は、政治的意志の問題である。政治の指導層が、選挙の性別クォータ制の導入、女性の指名候補者数の拡大と有利な順位付け、1選挙区あたりの当選者数を増やす選挙制度の採用など、女性の議会参入を支持する行動を起こせば、女性の参加数は増える。このような包摂性により、議会はより正当かつ有効なものになる。2015年には、このレベルの政治的意志がいくつかの選挙で明らかにみられた。しかし、より強いレベルの取り組みがなければ、議会における女性議員の比率は均等にはいたらず、少数派にとどまり続けるであろう。

図3：国会議長の女性比率の推移（1995～2015年）



## 女性の国会議長

### 2016年1月1日現在の状況

2016年1月1日現在、世界の全国会議長職の17.9%に女性が就いており、2015年1月1日の数値から2%ポイント増加した。

### 一院制または下院議会の議長は32名

バングラデシュ、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルガリア、デンマーク、ドミニカ国、エクアドル、エルサルバドル、フィジー、フィンランド、インド、イタリア、ラオス、ラトビア、レソト、リトアニア、モーリシャス、モザンビーク、ネパール、オランダ、ルワンダ、サンマリノ、セルビア、シンガポール、南アフリカ、スリナム、スイス、トリニダード・トバゴ、トルクメニスタン、ウガンダ、アラブ首長国連邦

### 上院議会の議長は17名

アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、オーストリア、バハマ、バルバドス、ベルギー、ドミニカ共和国、赤道ギニア、ガボン、ナミビア、オランダ、ロシア、南アフリカ、スワジランド、トリニダード・トバゴ、英国、ジンバブエ



Inter-Parliamentary Union  
For democracy. For everyone.

+41 22 919 41 50  
+41 22 919 41 60  
postbox@ipu.org

Chemin du Pommier 5  
Case postale 330  
1218 Le Grand-Saconnex  
Geneva – Switzerland  
www.ipu.org

(注) 本書は、内閣府の責任において原文（英語版）を仮訳したものであり、公定訳ではありません。本書の内容の詳細に関しては、下記 URL より原文に当たっていただくようお願いいたします。

【参考：原典】Women in Parliament in 2015 <<http://www.ipu.org/english/perdcls.htm#wmn-year>>

Copyright © Inter-Parliamentary Union (IPU)

列国議会同盟 (IPU) は、世界各国の議会による国際組織です。政治的対話と具体的行動を通じて、平和を守り前向きな民主的変革を促進するために活動しています。

レイアウト: Simplecom 印刷: Courand